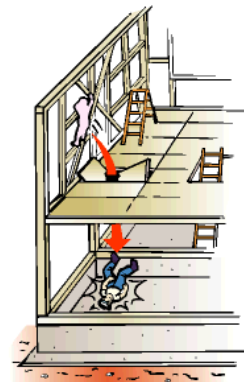


木造二階建住宅の建築工事において、壁ぬき通しの取付作業中に墜落

この災害は、2階建木造住宅の建築工事現場において、2階の壁ぬき通し取り付け作業で発生したものである。

工事は、災害発生の前日から建て前が開始され、その日のうちに家屋本体の建て前、2階コンクリート型枠パネルを敷く作業が終了した。



災害発生当日、午前8時頃に現場で社長及び臨時大工補助員として採用された被災者を含む6名で作業開始前のミーティングが行われ、社長から被災者は、2階と1階の壁ぬき通しの取り付けを行うように、他の4名は1階屋根部分の大作業を行なうように指示された。

それから、それぞれが指示された作業に従事し、午前10時頃から30分程全員で休憩をとり、被災者はその後も2階の壁ぬき通しの取り付け作業を続けていた。

午前11時50分頃1階で作業を行っていた者が、コンクリート型枠パネルの割れる音と被災者の悲鳴が聞こえたのでその方向に行ってみると、被災者がコンクリート土間上に墜落していた。

被災者は、直ちに、救急車により病院に運ばれたが、脳挫傷により翌日の午前10時25分に死亡した。

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

1 コンクリート型枠パネルが割れたこと

本来このパネルに乗って行う作業はないが、何らかの理由で被災者がこのパネルに乗り、それが割れたために墜落したものと考えられる。

2 パネルが固定されていなかったこと

2階仮床のコンクリートパネルは、一枚敷で、釘で2~3箇所が仮止めされているだけであって、敷き方や梁の位置によっては不安定になることもあった。

3 防網等が設置されていなかったこと

コンクリート型枠パネルの敷き方が不十分で開口部が幾つかあったのに、防網を張るなどの墜落防止措置が講じられていなかった。

また、保護帽の着用や安全帯の使用もなされていなかった。

同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要と考えられる。

1 安全衛生管理体制の整備等

- (1) 木造建築物の組立て等作業主任者が、その職務を励行すること
- (2) 新規入場者に対する教育を実施すること

2 安全な作業方法の確立

- (1) 作業手順を定めること
- (2) 安全な作業床を設置すること
- (3) 安全ネット等墜落の防護措置を行うこと
- (4) 仮床材の固定方法等を点検すること
- (5) 保護帽・安全帯の着用を徹底すること
- (6) 足場先行工法による木造建築工事の実施